

五十嵐小学校 「いじめ防止基本方針」

- 1 「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年4月1日改定)に基づき、次の3点を柱とし、いじめを生まない風土づくりを進める。
 - ・ いじめ防止等のための対策に、全教育活動の中で、全職員で取り組む。
 - ・ 児童の話を傾聴し、日々の教育活動や定期的な教育相談を行う中で、児童の対教師、対児童の信頼関係を構築する。
 - ・ いじめの早期発見・即時対応に、チーム学校として全校体制で取り組み、児童と共に解決を図る。
- 2 いじめの未然防止に努める。
 - ・ 全員が参加でき、一人一人の多様性を生かした分かる授業づくりを行う。
 - ・ 「いじめはしない、させない、許さない」という指導の徹底を図る。
 - ・ 安心・安全に学校生活が過ごせるために必要なスキルトレーニングを実施する。
 - ・ 縦割りなかよし班活動を通して、自己有用感を高め、豊かな人間関係を構築する。
 - ・ アセス(3~6年)や「先生あのね」(1・2年)を年3回実施する。その後、児童全員を対象とした先生との「おしゃべりタイム」を年2回、また、必要に応じた教育相談を隨時行う。
 - ・ 保護者との面談(臨時・定期)や日々の連絡帳等を通して、情報の収集、共有に努める。
- 3 いじめに対して、子どもサポートチームで、迅速かつ適切に対応し、家庭や地域、関係機関等との一層の連携に努める。
 - ・ 全職員による日々の行動観察と情報収集を行う。
 - ・ 「いじめアンケート」を3回行い、即日対応していく。
 - ・ 各校種間及び隣接する学校間での情報の共有化を進め、組織的な連携強化を図る。
 - ・ 子どもサポートチームを中心とした家庭、地域、関係機関への積極的な働きかけを行い、地域ぐるみの行動の連携に努める。

＜具体的な対応＞

※ いじめ初期対応については、市教委から配布されているガイドブックを活用。

- ① いじめについての報告は、児童が在校中、迅速に行う。
- ② それを受け、即時、いじめミーティングを開き、対応を検討する。
- ③ 児童の聞き取り等は子どもサポートチームで行う。
- ④ ケース会議を子どもサポートチームで定期的・臨時に実施する。

(令和4年1月)